

桑名市告示第232号

桑名市こども応援新米配付事業実施要綱を次のように定める。

令和7年10月1日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市こども応援新米配付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、18歳未満のこどもに対し、物価高騰対策及び子育て支援を目的に新米を支給するこども応援新米配付事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、令和7年9月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている平成19年4月2日以後に生まれた者とする。

(支給の通知)

第4条 市長は、対象者に対して、支給の対象である旨を書面により通知するものとする。

(支給の申請)

第5条 前条の通知を受け取った者の保護者等は、事業による支給を受けようとするときは、市が指定する専用フォームにより、申請に必要な情報を市長に提出するものとする。

(支給の数量)

第6条 こども応援新米の支給数量は、対象者1人につき2kgとする。

(支給の方法等)

第7条 こども応援新米の支給方法は、市又は委託事業者から配送により対象者に引き渡すものとする。

2 前項の方法により配送できなかったこども応援新米は市で保管し、一定期間経過したものは、子ども食堂等へ譲渡するものとする。

(報告、請求及び支払)

第8条 委託事業者が前条によりこども応援新米を支給した場合は、請求書に当該月の月末までの配送実績等に関する報告書（任意様式）に実施内容の確認のため市長が必要と認める書類を添えて、翌月10日までに市に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月25日をもってその効力を失う。